

社会福祉法人長井市社会福祉協議会公印規程

平成9年9月1日制定

(趣旨)

第1条 公印の保管、使用その他公印に関しては、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(公印の種類、名称等)

第2条 公印の種類、名称、寸法、使用区分及び管理者は、次のとおりとする。

種類	名 称	ひな形 番 号	寸 法	使用区分	管 理 者
会印	長井市社会福祉協議会印	1	方 24	公文書用	社会福祉協議会事務局長
職 印	社会福祉法人長井市社会福祉協議 会長印	2	方 21	"	"
	長井市社会福祉協議会事務局長印	3	方 18	"	"
	社会福祉法人長井市社会福祉協議 会長印	4	方 18	出 納 用	"
	山形県共同募金会長井市支会長印	5	方 17	公文書用	"
	障がい福祉サービス事業所せせら ぎの家施設長印	6	方 20	"	せせらぎの家施設長
	長井市中央児童センター所長印	7	方 18	"	社会福祉協議会事務局長
	共同募金会長井市支会出納員印	8	方 17	出 納 用	"
	はなぞの保育園長印	9	方 18	公文書用	はなぞの保育園長
	長井市致芳児童センター館長印	10	方 18	"	致芳児童センター館長
	長井市伊佐沢児童センター館長印	11	方 18	"	伊佐沢児童センター館長
	長井市豊田児童センター館長印	12	方 18	"	豊田児童センター館長

2 前項のひな形は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 管理者は、その管理する公印を堅ろうな容器に納め、確実に保管しなければならぬ。

2 公印は、管理者が定める場所以外に持ち出ししてはならない。

3 公印の管理に関する事務は、社会福祉協議会事務局長（以下「事務局長」という。）が総括する。

(公印簿)

第4条 事務局長は、公印台帳（別記様式）を備え、公印の印影、公印管理者及び使用開始又は改廃の年月日その他必要な事項を登録しなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印は、正規の勤務時間内において、使用するものとする。但し、時間外に使用す

ることについてあらかじめ管理者が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- 2 公印を使用しようとする者は、決裁済の原義書に公印を押印すべき文書を添えて、管理者に呈示してその審査を受けなければならない。

(公印の新調、改刻、廃止)

- 第6条 管理者は、公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、公印新調（改刻、廃止）の申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- 2 管理者は、公印を改刻又は廃止したときは、不要となった公印をすみやかに事務局長に引き継がなければならない。

(印影の印刷)

- 第7条 管理者は、公印の押印に代えて、印影を印刷する必要があるときは、印刷の承認申請書を会長に提出し、承認を受けなければならぬ。

(公印の持ち出し)

- 第8条 公印を公務のため持ち出す必要があるときは、持出許可申請書により、その内容を明示し、管理者の許可を得なければならない。

(廃止した公印の保存)

- 第9条 事務局長は、廃止した公印は次の区分により保存しなければならない。

廃止した公印の区分 保存期間

- | | |
|-------------|--------------|
| ・協議会印、協議会長印 | 廃した日から永久保存 |
| ・その他の公印 | 廃した日から 10 ヶ年 |

- 2 事務局長は、廃止した公印は前項の保存期間が経過したときは、これを焼却、その他の方法により処分しなければならない。

(公印の事故)

- 第10条 管理者は、公印に盜難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印の事故届書を会長に提出しなければならぬ。

(長井市公印規程の準用)

- 第11条 上記各条項に定める各申請書、届書の様式は、長井市公印規程を準用するものとする。

(規程の改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に使用されている各公印は、この規程の施行日より適用する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 15 日より施行する。

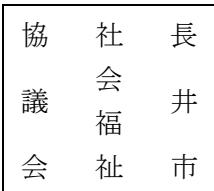
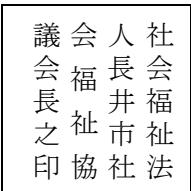
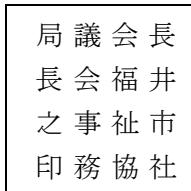
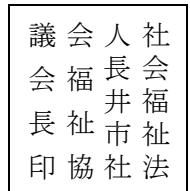
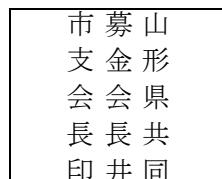
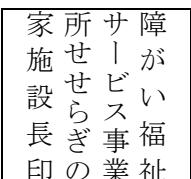
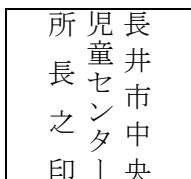
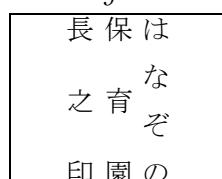
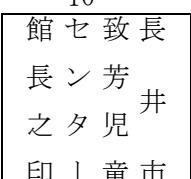
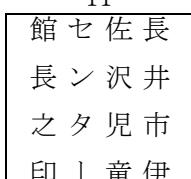
附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表
公印のひな形

1 	2 	3 	4 
5 	6 	7 	8 
9 	10 	11 	12 

公印台帳

種類			
印影			
使用区分			
管理者			
使用開始年月日			
改刻年月日	年 月 日	改刻理由	
廃止年月日	年 月 日	改刻理由	
備考			